

田尻町いのち支える自殺対策計画



2019(平成31)年3月

田尻町

はじめに

平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村は、地域の実情等を踏まえて、生きることの包括的な支援を受けられる事を基本理念とした自殺対策計画を策定することとされました。

国における年間自殺者数は、平成10年に急増以降、年間3万人を超えていましたが、平成22年以降は減少傾向にありつつも、依然2万人を超えている現状にあります。

田尻町においては、年間数人の方が自ら命を絶っているという現実があります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるとされています。即ち、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機と言え、様々な分野が連携し、「生きることの包括的な支援」が必要とされています。

今回の計画策定にあたり、庁内におきましても、自殺予防として生きるための関連施策を整理するとともに、庁内の自殺予防ネットワークとして支援体制の構築を図っております。

今後は、本計画にそって、行政と関係機関・団体、住民の皆さまが、連携を図り、自殺対策の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆さまをはじめ関係各位におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました関係各位、町民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成31年3月

田尻町長 栗山 美政

目 次

第1章 計画策定の背景等

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の数値目標	2

第2章 田尻町の自殺の特徴

1. 田尻町の自殺の現状	3
2. こころの健康に関するデータ	8
(1)「健康たじり保健計画(2015年策定)」アンケート調査より	8
(2)「こころの健康に関するアンケート2018」調査より	12

第3章 自殺対策の取組

1. 基本的な考え方	19
2. 自殺対策の基本方針	20
(1)基本施策	20
(2)重点施策	33
(3)生きる支援関連施策(各課事業の棚卸より)	37

第4章 自殺対策の推進体制等

47

第5章 資料編

参考資料	51
------------	----

第1章 計画策定の背景等

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の自殺者数は、平成 10 年には 3 万人を超える深刻な状態であり、平成 18 年に自殺対策基本法が成立され、平成 19 年には自殺対策基本法に基づいて、国が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されました。大綱に基づき、自殺対策を行政や関係団体等が様々に取り組んできた結果、平成 22 年以降は 7 年連続で年間の自殺者数は減少しております。しかしながら、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進 7 か国の中では最も高く、年間自殺者数も依然として 2 万人を超えるという非常事態がまだ続いている現状にあります。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

よって、田尻町においても、「生きることの包括的な支援」として、行政が関係機関・団体等と連携し、自殺対策に取り組むための方向性を示す「田尻町のち支える自殺対策計画」を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、同法の基本理念や自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村地域自殺対策計画」として策定するものです。

また、田尻町の上位計画である「第 4 次田尻町総合計画(平成 22 年度策定)」「(平成 31 年度改定予定)及び関連計画である「健康たじり保健計画(平成 27～平成 36 年度)」、「田尻町障害者計画(平成 27～平成 32 年度)」、「第 3 次田尻町地域福祉計画(平成 27～31 年度)」との整合性を図るものとします。

3. 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね 5 年を目途に見直しが行われること及び関連計画である「健康たじり保健計画(平成 27～平成 36 年度)」との整合性を踏まえ、本計画の推進期間は平成 31 年度(2019 年度)から 36 年度(2024 年度)とします。

なお、社会状況の変化や自殺対策基本法、または自殺対策大綱の見直し等、国の動向によっては、必要に応じ見直しを行います。

4. 計画の数値目標

自殺総合対策大綱の基本理念には、最終的に目指すべきは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるとし、当面の目標として平成 38 年(2026 年)までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることとしています。

本町では、年間の自殺者数が近年 0～2 人で推移している状況から、計画の推進期間中(平成 31 年度<2019 年度>から 36 年度<2024 年度>)は、年間の自殺者数が 0 人で継続することを町の目標とします。

第2章 田尻町の自殺の特徴

1. 田尻町の自殺の現状

(1) 自殺者数の推移 (人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
田尻町	3	0	3	2	2	1	0	1
大阪府	2,108	2,140	1,963	1,805	1,628	1,433	1,359	1,273
全国	32,485	31,334	30,370	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」P7 ※1

(2) 自殺死亡率 (人/人口10万人当たり)の平均 <H24~28年>

	H24~28
田尻町	14.2
大阪府	17.0
全国	19.6

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」P7 ※1

自殺者数は、全国、大阪府ともに減少傾向であり、田尻町は、近年0~2人で推移しています。また、自殺死亡率は平成24年から28年の平均では、全国、大阪府より低くなっています。

※自殺者数に関連する統計として主に用いられるものは、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられます。

- ・「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計。
- ・「自殺統計」は、総人口(外国人を含む)を対象とし、発見日及び住居地を基にした統計。

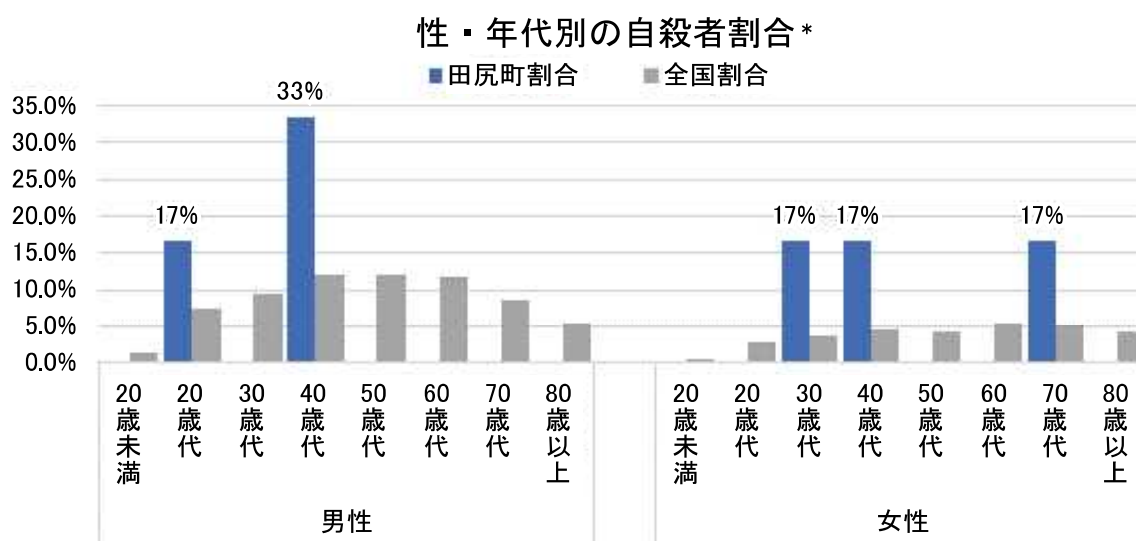
なお、本計画では、「自殺統計」を用いています。

(3)性・年代別 自殺者数 (自殺統計(自殺日・住居地))

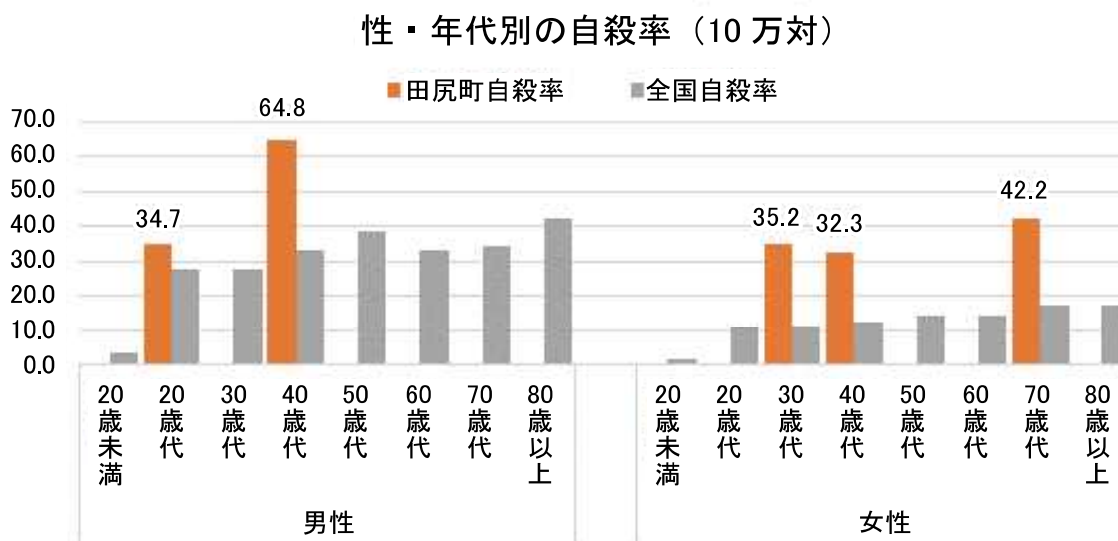
①年代別自殺者数(H24~28年)

年齢	20歳	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80歳	不詳
区分	未満	29	39	49	59	69	79	以上	
人数	0	1	1	3	0	0	1	0	0

②性・年代別の自殺者割合(全自殺者数に占める割合)(H24~28年平均)



③性・年代別の自殺率(全人口に対する自殺者数)(H24~28年平均)



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」P7 ※1

自殺に至る過程には、様々な要因が複雑に絡み合っているとされています。NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク [P7 ※2] が行った「自殺実態 1000 人調査」 [P7 ※3] では、自殺の危機経路を図1のように表しています。この図では、○が大きいほど発生の頻度が高いことを示しており、矢印の太さは各要因間の因果関係の強さを表しています。

よって、この図から、直接的な要因としては、「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖していることがわかります。

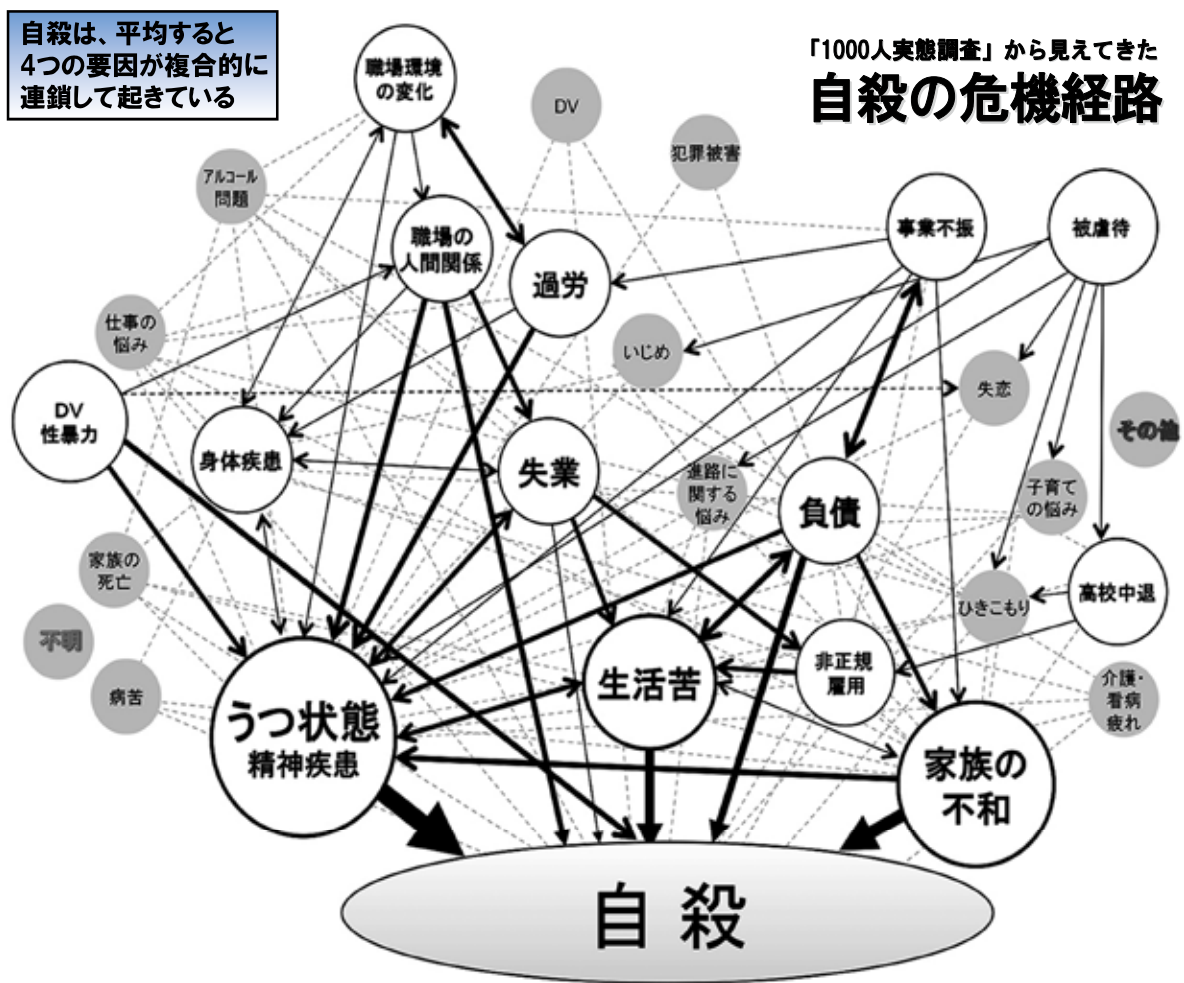


図1：自殺の危機経路図(出典：自殺実態白書 2013(NPO 法人ライフリンク発行) [P7 ※2])

田尻町の自殺の特徴 <特別集計(自殺日・住居地)H24～28 合計>

田尻町においては、自殺の特徴である上位3区分の性・年代等の特性とP5図1の「自殺の危機経路図」を参考に、自殺総合対策推進センター「自殺実態プロファイル(2017)」[P7 ※1](#)より重点施策として「こども・若者」「無職者・失業者」「生活困窮」「勤務・経営」が推奨されました。その中から、田尻町の重点施策として取り組む対象を「子ども・若者」「無職者・失業者」「生活困窮者」とし、「勤務・経営」については、他の重点施策の中に反映させていきます。

上位5区分	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (P5図1参照)
1位:女性20～39歳無職独居	573.8	「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。これは、 <u>一般的な自殺に至る経緯</u> についてパターンを記載したもので、左記の上位5区分の方の自殺経路とは異なる。
2位:男性40～59歳無職同居	303.0	【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ／【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
3位:男性20～39歳有職同居	37.3	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:女性40～59歳無職同居	35.2	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
5位:男性40～59歳有職同居	26.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。
自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

参照:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」[P7 ※1](#)

※1

■自殺総合対策推進センター：

平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを使命としている。わが国の自殺対策を推進していく中核的存在として、国ならびに地方公共団体等の施策と実践を支えていくことが役割。

■地域自殺実態プロフィール：

自殺総合対策推進センターが作成している地域自殺対策計画策定等の参考資料集。

※2

■NPO法人ライフリンク=NPO法人自殺対策支援センターライフリンク：

自殺予防や自死遺族ケアなどの自殺対策を行っている全国の団体や個人などに対して活動促進のために必要な実態の調査や関連情報の提供などを行うことで、より効果的な自殺対策が行われるよう支援し、また自らも自殺対策のために積極的に情報提供や社会に対する提言を行うことで、誰も自殺の危機に陥ることなく平和的に暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

※3

■自殺実態1000人調査：

正式名称「声なき声」に耳を傾ける自殺実態 1000 人調査(2013)であり、目的は自殺に至るまでのプロセスを明らかにすることで、具体的かつ実践的な自殺対策の立案・実施につなげること及び死から学ぶことで、同じような形で自殺に追い込まれていく人を一人でも減らすこと。

2. 田尻町のこころの健康に関するデータ

本計画の策定にあたり、住民のこころの健康状態を把握する指標として、2015年(平成 27 年)に策定した (1)「健康たじり保健計画」から一部抜粋しました。

また、心の健康や自殺予防に対する意識調査として、今後、地域で連携して推進していく必要性も踏まえて、主に、地域の関連団体に所属する方を対象に、(2)「こころの健康に関するアンケート」を実施しましたので結果を示します。

(1)「健康たじり保健計画(2015 年策定)」アンケート調査より

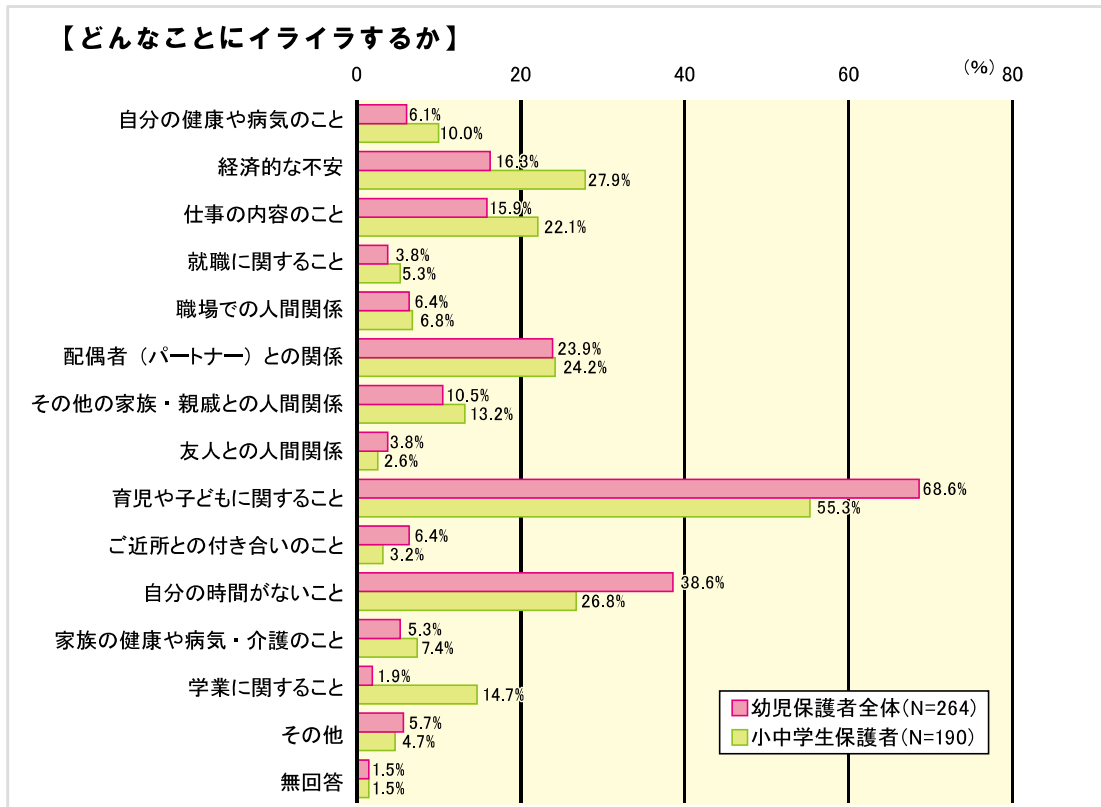
①イライラすることについて

※幼児・小中学生保護者でイライラすることが「よくある」と回答した割合

田尻町	幼児保護者	19.0%
田尻町	小中学生保護者	22.8%

・イライラする理由としては、「育児や子どもに関すること」が半数以上で最も多い。

・イライラする原因に「経済的な不安」をあげている小学生保護者は 27.9%と5年前より増加傾向。



- ・イライラを解消できていない幼児保護者は 23.1%、小中学生保護者は 26.3%。
- ・イライラの解消法として、幼児保護者は「家族に話す」が 49.5%と多く、小中学生保護者は、「友人と会う」「眠る」がそれぞれ 43.7%と多くなっています。

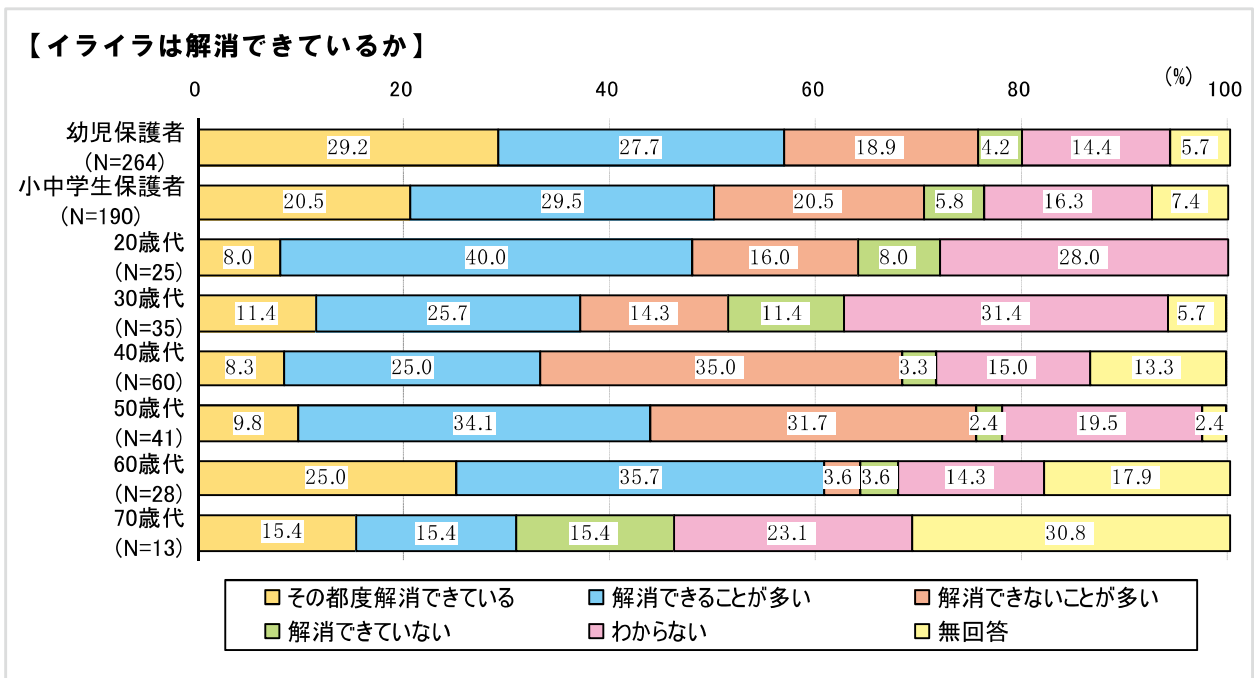
※学童期・思春期の児童でイライラすることが「よくある」「時々ある」と回答した生徒の割合

田尻町	小学校 4 年生	49.5%
	小学校 6 年生	50.6%
	中学校 2 年生	62.1%

- ・イライラする理由は、「なんとなくイライラする」「友人関係」「家族のこと」が多くなっています。

※成人でイライラすることが「よくある」と回答したのは30歳代と40歳代で多く、約3割です。

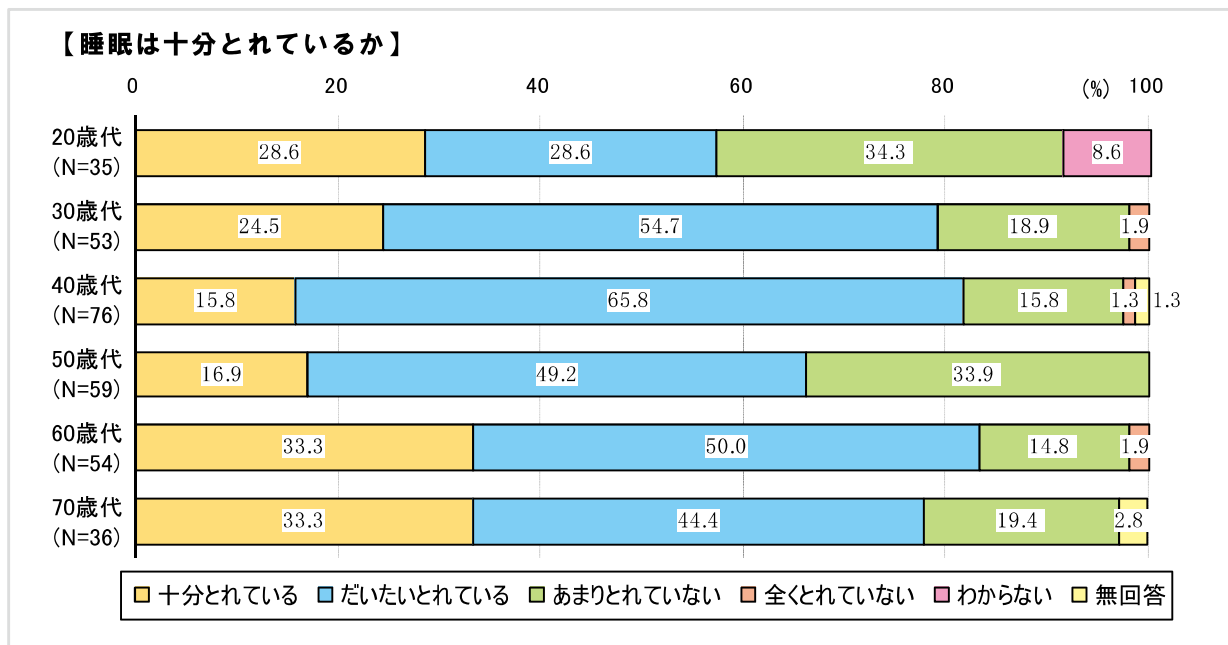
- ・イライラの原因は、仕事の内容、経済的、健康などの不安が多くなっています。
- ・イライラすることがよくある・時々あるとした回答者のうち「解消できていないことが多い」と「解消できていない」の合計値で高いのは、40歳代(約4割)、50歳代(約3割)となっています。



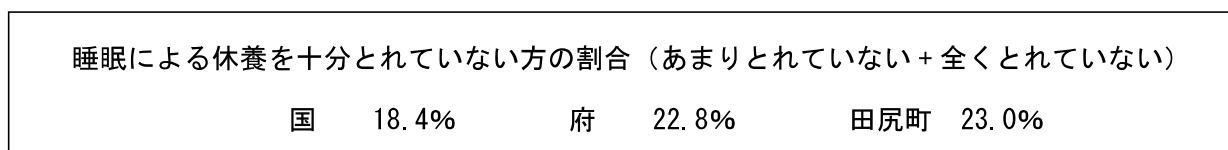
- ・イライラの解消法では、「友人と会う」「食事をする」「ショッピングする」「眠る」などが多くなっています。

②成人期の睡眠について

・睡眠をあまりとれていないとする割合は、20歳代と50歳代で、約3割と多くなっています。

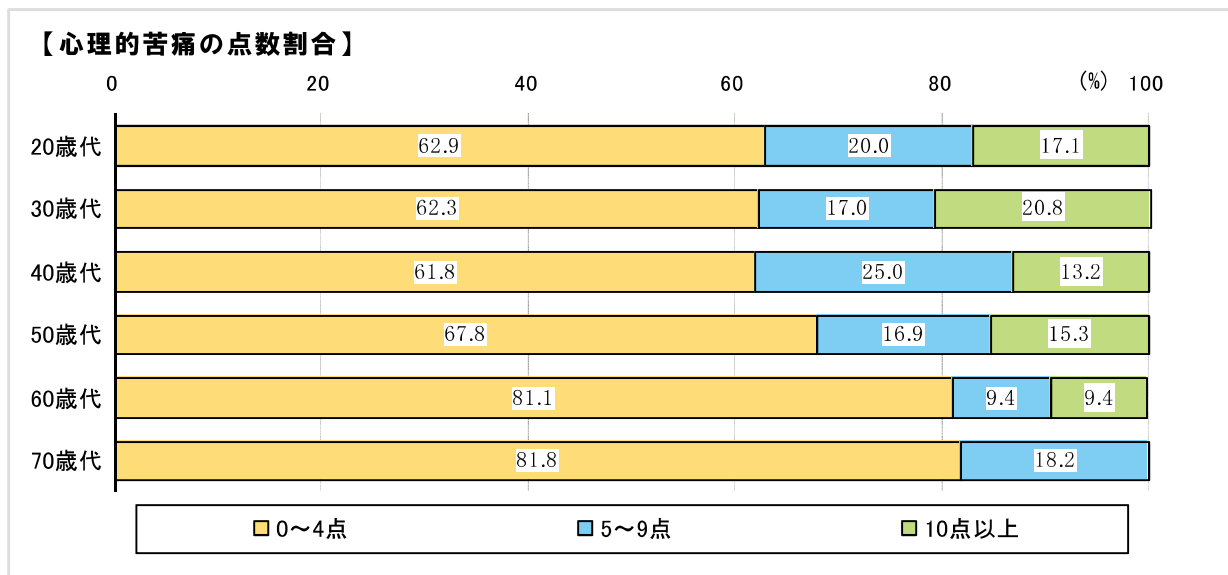


・国や府との比較では、睡眠を十分にとれていない割合が高いことがわかります。



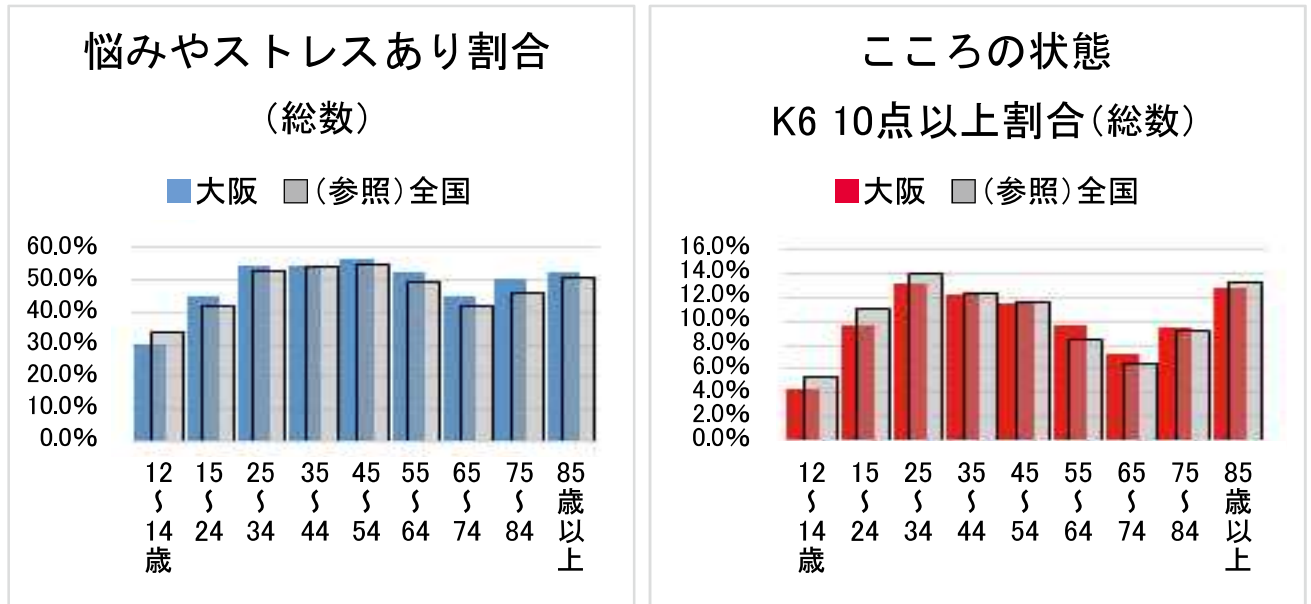
③ストレス、こころの状態の状況について

・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている回答者（項目より計算：10点以上）の割合は、20～50歳代で高くなっています。



国民生活基礎調査によると、全国と府の調査よりも高くなっています。

(都道府県－21 大都市別および全国の年齢(10 歳階級)別の結果)



気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている方の割合

国	9.7%	(国民生活基礎調査より 2016)
府	9.7%	(国民生活基礎調査より 2016)
田尻町	13.2%	(健康たじり保健計画より 2015)

備考：こころの状態の評価には、K6という尺度を用いています。K6は米国のKesslerらによってうつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられています(点数の範囲は0～24点)。

(2)「こころの健康に関するアンケート 2018」調査より

実施期間：平成30年7月から9月

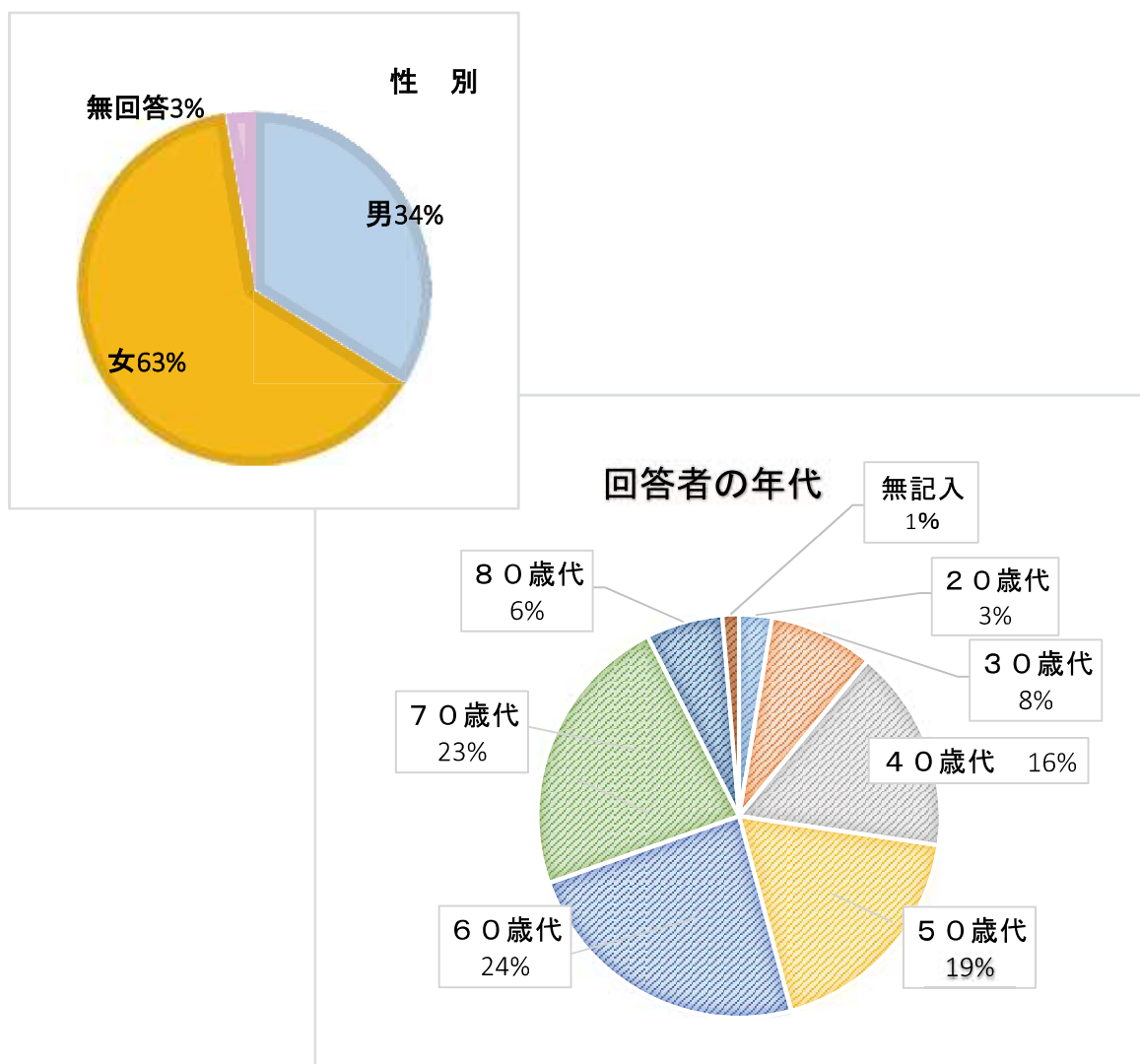
協力団体：田尻町地域包括ケア会議メンバー・田尻町民生委員児童委員協議会・田尻町地区福祉委員・田尻町地区連合会・地区会(嘉祥寺、吉見、りんくう)・田尻町人権協会・田尻町青少年指導員会・田尻町婦人会・田尻町PTA連絡協議会役員等

配布及び回収方法：

直接配布及び直接回収

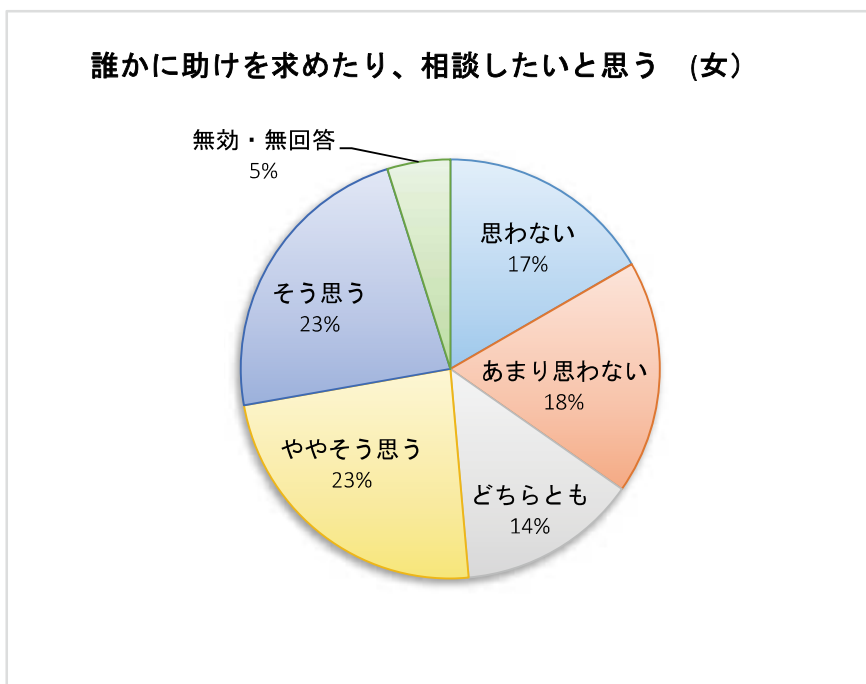
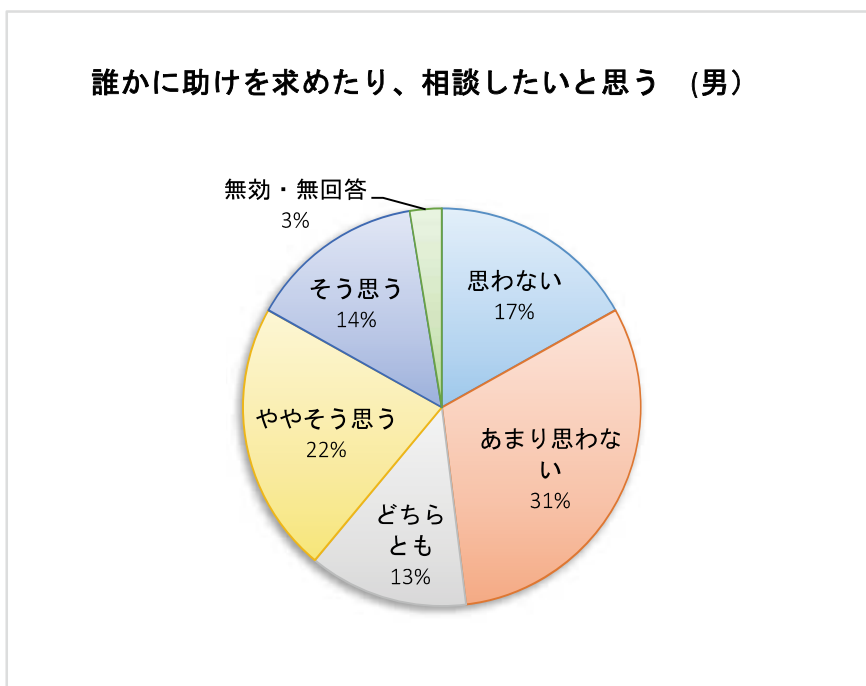
地区連合会については、隣保班班長が訪問配布及び回収

回答者数：計227名

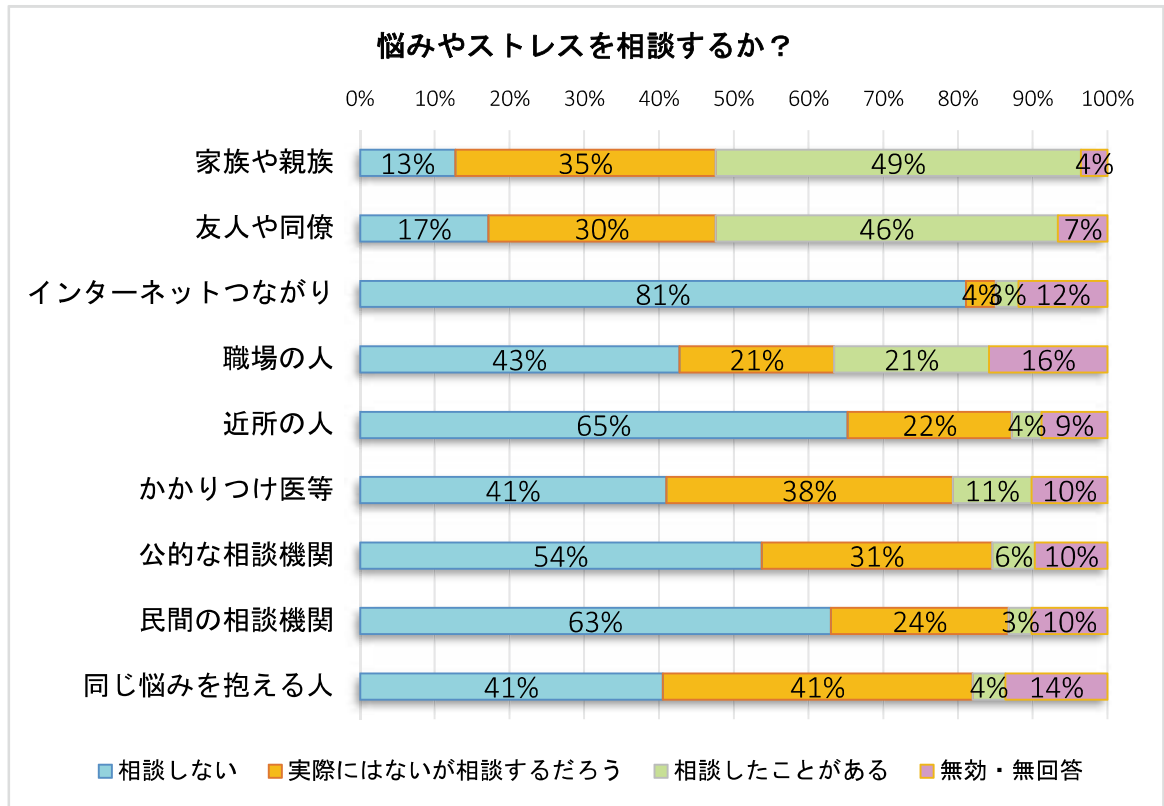


1) 自殺対策や予防について

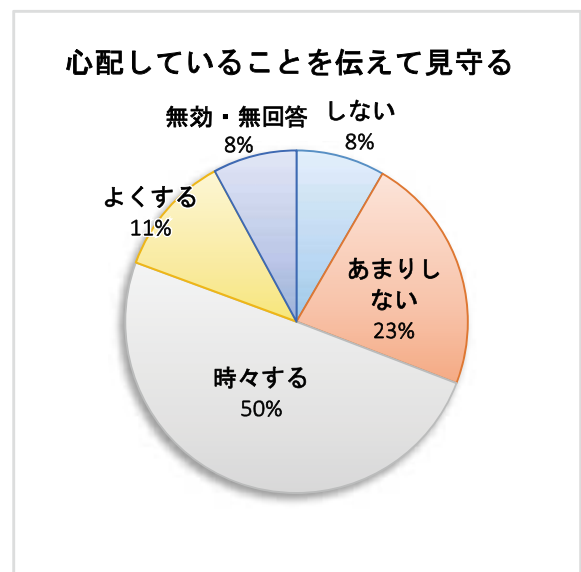
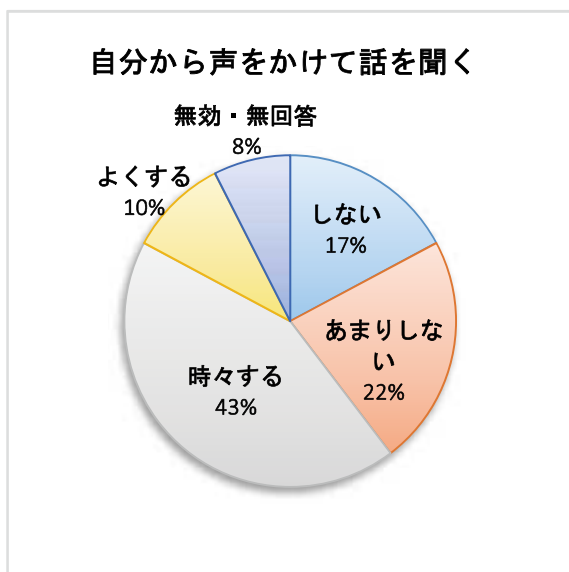
悩みやストレスを感じた時に、誰かに助けを求めたり、相談したいと思わない・あまり思わない人は女性で 35%、男性は 48%と男性は女性に比べて高い割合となっています。



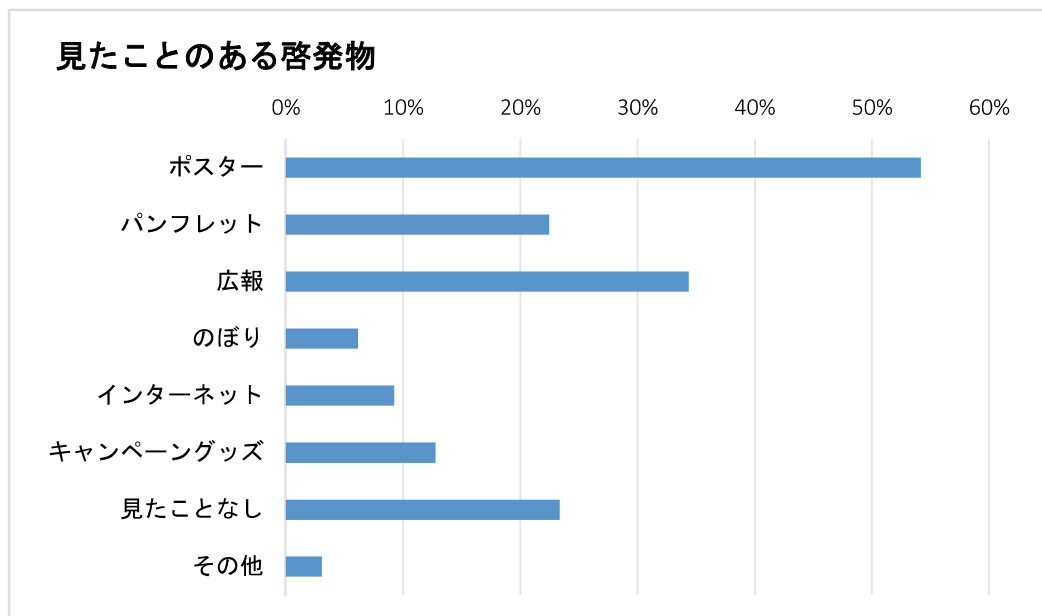
悩みやストレスの相談先では、「家族や親族」「友人や同僚」が多くなっており、次に多いのが「同じ悩みを抱える人」や「公的な相談機関」となります。



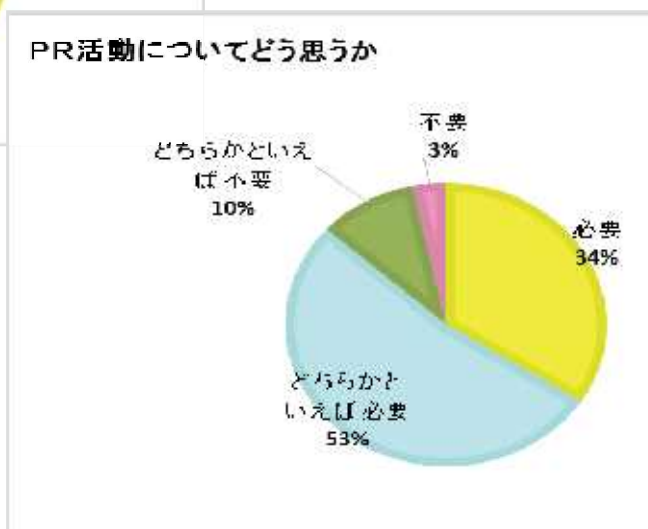
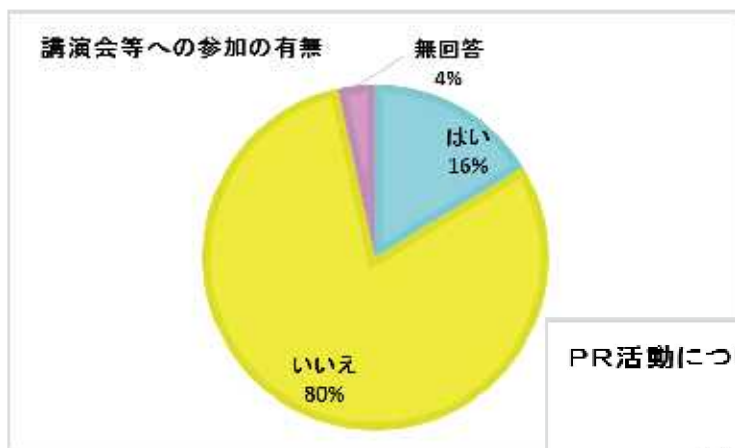
相談を受けることに対しては、「心配していることを伝えて見守る」「自分から声をかけて話を聞く」という方が約5～6割になります。



啓発物をみたことがあるかという質問には、「ポスター」が一番多く、次いで「広報」「パンフレット」が多く、「見たことがない」という方も約20%いました。



自殺予防の講演会に参加したことがある方は約16%と少なく、自殺対策に関するPR活動(啓発物や講演会)については、約9割の方が必要とされています。

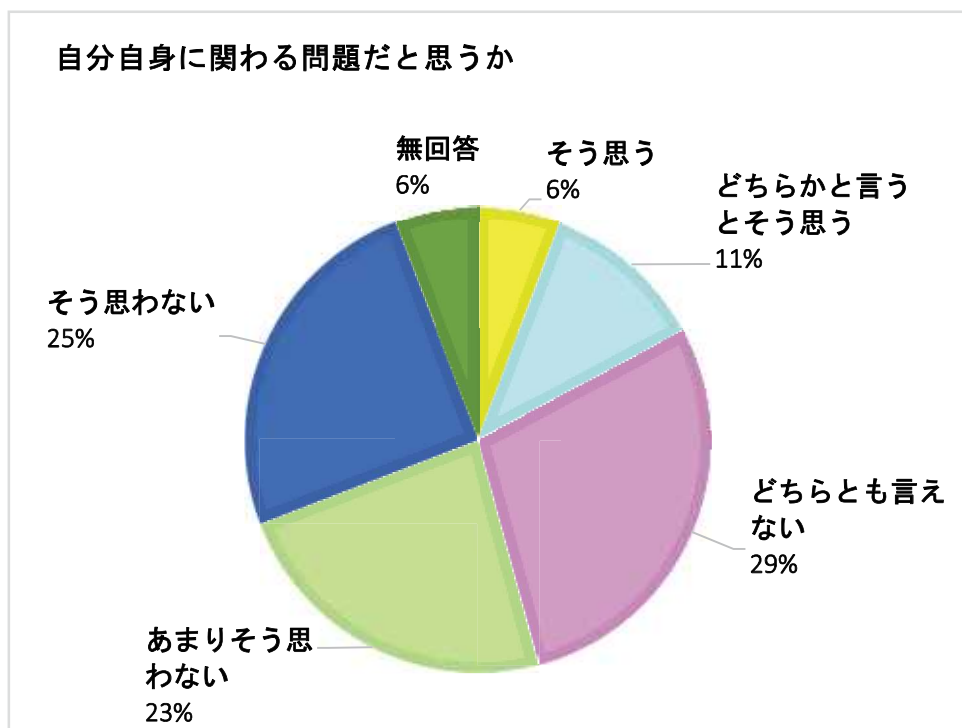
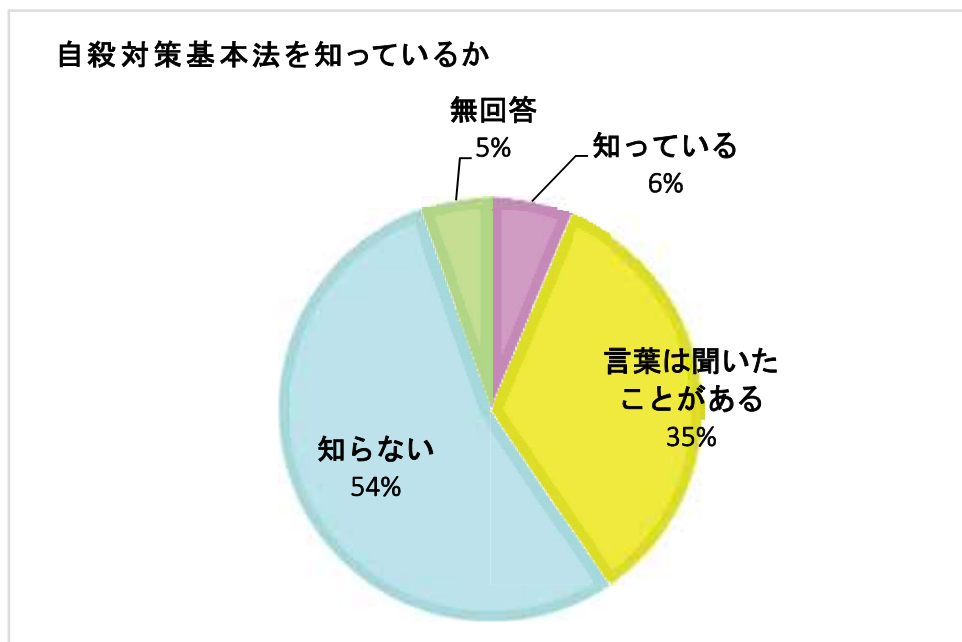


PR活動(啓発物や講演会など)について必要と思う理由については、知識を補うことや、情報発信、抑止力が働くこと、現在、悩んでいる人の助けになるかも知れない等について記載されていました。

(自由記載より一部抜粋)

PRする事で、気づく事や学ぶ事もあるかも知れないと思ったから
個人の問題ではないことがあるので社会で考える
自分自身、知識がないため
自殺を減らすためには、理解が必要だと思うので
情報発信は必要、意識付けの為に
小中学校での指導を
他人のメッセージが心をすくう事があると思う
かつて、友達が自死に至った事があり自分のとった態度について深く考えた事あり
知らないより知っている方が良い
できるだけ困っている人の目に届いてほしいから
話を聞いてくれる機関があるという情報を伝えることが大事だと思うから
1人で悩まないで、他人に助けを求めてもいいんだとの訴えを！！
啓発や講演会で見たり聞いたりすることで少しは自殺の抑制になる
少しでも青少年の自殺に対するはどめになれば良い
誰にも相談できずに悩んでいる人がいるかも知れないから
自分の周囲にその様な人がいないので深く考えた事がない
PR活動をして悩みを抱えている人たちに「決して人間は一人じゃないよ。味方はすぐ近くに いるよ」と教えてあげたい
自殺関連のものをみると意識する。予兆に気づければ何か予防につながるかもしれないから

自殺対策基本法については、約50%の方が知らないと回答されており、自殺対策は自分自身に関わる問題だと思えますかという問いに対しては、自分自身の問題だと思っている方は17%と少ない現状です。



自殺予防対策に関して、ご自身や地域でできそうなこと等はどんなことか？

(自由記載より一部抜粋)

気になる人が居たら気にかけてあげる。(決して深くは聞かないが)
わからない
周囲がいつでも助けてくれる、頼って良いと思える環境づくり
自殺に関わらず、地域の人がつながっていることで防ぐことができる事はたくさんあると思います。下校時の見守りなども良い活動だと思っています
原因は人それぞれなので、個別に対応していく
家族とコミュニケーションをとる
独居老人等に対する声かけ、訪問等
結局、相談出来るなら、解決できるなら自殺なんて思わない。自分と同じ立場の人になら少しは話したり出来るかも・・・
困ったことや悩みがある時、ここへ相談したら大丈夫だよ！という明確な場所があると良いと思う
少しでも、声を聞いてあげる場・相談できる場は必要だと思います。コミュニケーションをとりやすい町づくりは必要だと思います
イベントするよりも友人関係や近所づきあいなど気楽につきあえる人間関係が心を軽くしたり、明るくしてくれる気がします。1つ1つの小さなつながりが大事だと思います
いじめや虐待に対する早めの気づき。近所の子どもたち、ひいてはたじりの子ども達に目を配る
あいさつ、声かけ、近所付き合い
身近な人とのつながり、地域でのつながり
人と人とのコミュニケーションが大切
年齢によっても様々だと思いますが、周りの人たちが気づいてあげる他ないと思う
一見無駄と思われる事を絶え間なく続ける事が大切だと思います
近隣住民同士の日頃からの付き合いが大事ではないか？
町内パトロール、登下校時
地域でのネットワーク作りは大切である

第3章 自殺対策の取組

1. 基本的な考え方

(1) 自殺対策の基本理念

自殺は多様かつ複合的な要因及び背景を有するものであり、自殺対策は個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景にある様々な社会的要因があることを踏まえて生きることの包括的な支援として取り組む必要があります。「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基盤として生きがいや希望を持って暮らすことができるように支援していく必要があります。

田尻町においても、生きるための支援を充実させるとともに、地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら自殺対策を推進していきます。

お互いに、支え合い、つながり合い、気づき合いのできる町づくり

基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

1. 田尻町の「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

2. 自殺対策の基本方針

(1) 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、精神衛生上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、かつ複雑に絡み合っているとされています。

よって、自殺対策には、保健、医療、福祉、生活、教育、労働その他関連する様々な要因に働きかける必要があり、行政はもちろん、地域で活躍する関係機関や学校、住民等が、密接に連携、協働することで、地域で支え合う仕組みづくりを推進していきます。

事業名	主な取組	担当課 (関係機関)
田尻町いのち支えるネットワーク事業	自殺対策について庁内関係部署の連携を強化し、自殺対策に対する共通の認識をもって、自殺予防対策を総合的に推進します。	健康課
田尻町地域包括ケアシステム	「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置し、地域包括ケアと自殺対策との連携を推進します。また、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備することで、地域住民同士の支え合いや助け合いの力を醸成することにもつながり、自殺予防の推進を図ります。	福祉課 (地域包括支援センター)
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	高齢者の抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき、関係機関で情報共有することで、自殺リスクのある高齢者の早期発見等、自殺予防の推進を図ります。	福祉課

地域福祉推進事業	<p>▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ります。</p> <p>▼民生委員や地区福祉委員による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援につながり、自殺予防を推進します。</p>	福祉課
泉佐野市・田尻町自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関するネットワークを利用することで自殺予防の推進を図ります。	福祉課
田尻町要保護児童対策地域協議会	虐待が疑われる幼児・児童・生徒や、支援対象家庭で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関との連携を推進します。	こども課
泉佐野保健所管内自殺対策推進関係機関連絡会	管内各関係機関連携の推進、情報共有を図ります。	泉佐野保健所
各関係機関の相談窓口の連携	相談者の複数の悩みに対し関係機関が連携できるよう調整を図ります。	各対応課・関係機関

評価指標

評価項目	現状値	平成 36 年度(2024 年度)までの目標値
各種協議会・会議開催回数	各 1 回以上/年	各 1 回以上/年
連携ケース	目標値の設定なし	連携ケースの増加

②自殺対策を支える人材の育成

悩みやストレスの相談先として、アンケート結果から、「家族や親族」「友人や同僚」「公的な相談機関」が多くなっており、誰でも自殺の危険を示すサインに早く気づけること、適切な対応、連携を図ることができるよう、庁内、関係機関、地域で、正しい知識の普及を図り、「ゲートキーパー」※の役割を担う人材の育成に努めます。

事業名	主な取組	担当課 (関係機関)
職員研修	職員研修として自殺対策に関する講義を導入していきます。	秘書課
DV 防止基本計画推進事業	講演会や講座等でDVと自殺リスクとの関連性等について言及することで、DV被害者への支援に携わる関係者等に自殺予防への理解や認識を深めてもらうよう努めます。	企画人権課
認知症サポーター養成講座	認知症の早期発見と対応等の講座の中で、認知症サポーターに自殺予防への理解や認識も深めてもらうよう努めます。	福祉課
教職員研修	教職員の長時間労働が問題となる中で、研修等を通して、教職員のメンタルヘルスの状態を客観的に把握することに努めます。また、必要に応じて適切な支援につなげる等、教職員への支援の意識醸成を図ります。	指導課
ゲートキーパー養成講座 ※	行政、関係機関職員、関係団体、一般住民を対象として、気づく、見守る、つなぐことのできる人材の育成を図ります。	健康課

評価指標

評価項目	現状値	平成 36 年度(2024 年度)までの目標値
研修受講人数	新規	各年度に何れかの研修で 1 回は「ゲートキーパー養成講座」を開催し、庁内職員については全員受講、地域住民では受講済み人数が増加すること。

※ゲートキーパー

ゲートキーパーとは、悩みのある人に気づき声をかけ、話を聴いて、危険度をはかり、適切な機関や支援者につなぎ、見守る人のことです。

③住民への啓発と周知

アンケート結果からは、自殺予防の啓発物を「見たことがない」方が約20%おり、自殺対策に関するPR活動については、約9割の方が必要と思われていました。また、自殺対策を自分自身に関わる問題だと思われている方は17%と少ない状況です。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあり、理解されにくい現実があります。そのような心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるように普及啓発活動を推進します。

また、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという地域における自殺予防への意識の共有も図っていきます。

事業名	主な取組	担当課 (関係機関)
自殺予防リーフレットの配布	自殺予防のパンフレットを各窓口や開催事業の機会等に配布することで、一人でも多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努めます。	全課
広報等による情報発信	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報やホームページ等を通じて、各課が自殺対策の啓発として、相談や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を提供できるよう広報等を発行します。	企画人権課
心の健康に関する講演会	心の健康や病気への普及啓発を図り、自殺予防とその対応についても言及し、住民の理解促進を図ります。	健康課
PTA 活動の支援・育成	<p>セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができるよう努めます。</p> <p>また、役員会等で相談先の情報等を提供することにより、保護者自身が問題を抱えた際の情報提供も併せて行っていきます。</p>	社会教育課
地域活動団体への啓発事業	自治会等の場で自殺対策に関する啓発等を行うことで地域の住民として何ができるかを主体的に考えてもらう機会を提供できるよう努めます。	健康課

ガイドマップの作成	障害者や防災等に係るガイドマップに命や暮らしに関する様々な相談(生きる支援に関連する相談)窓口を記載することで、住民に対する相談機関の周知、拡充を図ります。	危機管理課 福祉課
-----------	--	--------------

評価指標

評価項目	現状値	平成 36 年度(2024 年度)までの目標値
自殺に対する啓発物を「見たことがない」人の割合	20%	10%以下
自殺予防の講演会等へ参加したことがある人の割合	16%	増加
悩みを相談できる窓口がある事を知っている住民の割合	新規	50%以上

④生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」(過労・生活困窮・育児や介護疲れ等)を減らす取組に加えて「生きることの促進要因」(自己肯定感、信頼できる人間関係等)を増やす取組が必要であり、自殺のリスクを減らせるように支援していきます。

事業名	主な取組	担当課 (関係機関)
居場所づくり		
高齢者生きがいづくり事業	地域での簡単な運動やレクリエーションの実施等、高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策を検討し、専門機関につなぎます。	福祉課
子どもの居場所づくり事業	放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を有効に活用し、様々な活動を実施することで、子どもと地域住民をつなぐ重要な契機とし、見守りの目を増やし、安心できる居場所づくりにつなげます。	社会教育課
精神障害者家族向け講演会・交流会	精神障害を抱える方とその家族には、周囲とのつながりを失い地域で孤立化しているケースもあります。よって、当事者同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援とします。	福祉課 泉佐野保健所
介護者家族の会	介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。	福祉課
母子保健(教育関係)子育て支援	健診・健康教育等の場で親同士の交流できる機会を提供することで、悩み等を表出したり、情報交換等の機会となり、不安やストレス軽減を図ります。	健康課 こども課(田尻町子育て支援センター)

自殺リスクのある方への支援		
公害・環境関係 苦情相談	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブルが関与している場合や、騒音等の住環境に関するトラブル等が絡んでいる場合も少なくありません。よって、それらの問題を把握・対処する上で、苦情や相談を受け付けるとともに、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	生活環境課
納税相談	納税の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性があるため、窓口でのその様な納税相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	税務課
若年者の就労相談	若年者への就労相談は、それ自体が重要な「生きることの包括的な支援」でもあります。また 就労相談者の中には、心の悩み等困難な状況を抱えている可能性もあるため、面談等で必要に応じて適切な支援につなげていきます。	産業振興課
料金等徴収業務	水道料金等の支払いを期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性があるため、窓口でのその様な相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要に応じて適切な支援につなげていきます。 ※(H31 年度～水道事業は大阪広域水道企業団田尻水道センターが担います。)	上下水道課 ※

公営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、潜在的な自殺のリスクもあると思われます。よって、入居申請等の機会は住民に接するための有効な窓口であり、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	都市政策課
公営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性も高いため、納付状況によっては面談等により聴き取りを行い、その様な相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	都市政策課
国民年金受付	年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性も高いため、窓口でのその様な相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	住民課
保険料の収納、減免	保険料の滞納をしている住民は、経済的な困難を抱えていることも少なくないため、納付勧奨等の措置を講じる中で当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	住民課 福祉課
民生委員児童委員による地域の相談・支援	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員児童委員にはあります。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能できるよう支援します。	福祉課

<p>権利擁護の仕組みづくり</p>	<p>判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があります。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、必要に応じて適切な支援につなげていきます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>地域福祉推進事業 (一部再掲)</p>	<p>民生委員や地区福祉委員による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援につながり、自殺予防を推進します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>高齢者への総合相談事業</p>	<p>問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となります。また、訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が「生きることの包括的支援」となります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>障害者への総合相談事業</p>	<p>問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った障害者の情報を最初にキャッチできる窓口となります。また、訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援となります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>心と体の相談事業 (精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)</p>	<p>精神障害を抱える方とその家族は、地域社会において様々な困難を抱え、自殺リスクを抱える可能性もあるため、早い段階から必要な機関と連携、支援を実施し、リスクの軽減を図ります。</p>	<p>健康課 福祉課 泉佐野保健所</p>

アルコール依存等に関する相談事業	アルコール依存等の問題を抱える方は自殺のリスクが一般的に高いと言われており、家族も困難を抱えている場合が多いため、ヘルス栄養相談や健診結果説明会等の機会に飲酒行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関と連携し支援していきます。	健康課 泉佐野保健所
精神保健の連携	精神障害を抱える方とその家族に対し、個別支援を充実させることで自殺リスクの軽減を図ります。	福祉課 健康課 泉佐野保健所
相談支援(児童生徒)		
就学援助に関する支援	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する事業であり、保護者と対応する際に、家庭状況に関する聴き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報を提供します。	学事課
教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付けます。 また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	指導課
スクールソーシャルワーカー 活用事業	様々な課題を抱えた児童生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定され関係機関とも連携した包括的な支援をすることで、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減に努めます。	指導課

相談支援(乳幼児・保護者)		
障害児相談支援	障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度の負担がかかるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減を推進します。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	子育てに対する不安や負担を抱え込んだ保護者への子育て支援は、保護者に過度の負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減を推進します。	こども課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭は生活困窮に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすくなっています。よって、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点とします。	こども課
発達障害療育事業	障害児の直面する様々な生活上の困難への対応から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もあります。よって、障害児の特性に合わせた療育と保護者に対する研修等を通し、正しい知識を深め、個別支援の方法を学ぶことにより、保護者の対応負担の軽減につながるよう努めます。	こども課
母子保健事業	母子保健事業と生活困窮家庭への支援や虐待防止等の各種施策とを連動していくことは、幼児や保護者に対する包括的な支援につながり、自殺予防を推進します。	健康課

評価指標

それぞれの担当課で実施した事業に、自殺予防の視点や生きることの促進要因の意識を取り入れられたかを評価します。

⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育

「生きることの包括的支援」として困難やストレスに直面した児童や生徒が大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOS の出し方に関する教育活動をすすめていきます。

事業名	主な取組	担当課 (関係機関)
いじめ防止対策事業	<p>いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の 1 つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止を図ります。</p> <p>また、フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知します。</p>	指導課

評価指標

評価項目	現状値	平成 36 年度(2024 年度)までの目標値
SOS 出し方教育の受講	新規	児童生徒一人につき 1 回以上

(2)重点施策

①田尻町の「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援

現 状

- 田尻町では平成 24 年～ 28 年の5年間の自殺者累計において、20～40 歳代の自殺者数が多くなっています。
- 「健康たじり保健計画」の心理的苦痛の点数割合からも、20 歳～ 40 歳代の気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている方の割合が高くなっています。

主な取組

子ども・若者世代から、命を大切にする教育・啓発活動を推進し、気軽にいつでも誰でも相談し合える地域づくりを推進します。

- 心の健康教育・いのちの教育
- いつでもだれでも相談し合える地域づくり

事業名	主な取組	担当課 (関係機関)
いじめ防止対策事業 (再掲)	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止を図ります。 また、フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあつた際の相談先の情報等を周知します。	指導課

命の事業	中学生への思春期ふれ愛体験学習や小学生への性教育事業等の中に、命の大切さについての視点を入れていきます。	健康課 田尻町立小・中学校 こども課
心の健康に関する講演会の開催（一部再掲）	▼講演会の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、心の健康に関する住民の理解促進を図っていきます。 ▼壮年期の方に心の健康づくりを考える機会として、講演会に参加しやすくなるよう、子どもの一時保育や開催時間等受講しやすい体制づくりを行います。	健康課
PTA 活動の支援・育成（一部再掲）	セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができるよう努めます。	社会教育課
母子保健（妊娠出産包括支援事業）	▼保健師による妊婦全員に対しての面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、「生きることの包括的支援」にもなります。 ▼産後は育児への不安等から、うつをリスクを抱える危険性が高くなるとされており、妊娠期・出産直後の早期段階から保健師や助産師が関与し、一貫した助言・指導等を提供することで、リスクの軽減を図ります。また、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することで、自殺のリスクを軽減することに努めます。	健康課

ゲートキーパー養成講座(再掲)	行政、関係機関職員、関係団体、一般住民を対象として、気づく、見守る、つなぐことのできる人材の育成を図ります。	健康課
-----------------	--	-----

②「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

現 状

- 生活困窮者は、その背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティー、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多いと言われています。また、経済的困窮に加えて社会的に孤立しがちであり、地域の人々をつなぐ場があることは、生きることの包括的な支援につながります。
- 勤労世代の無職者・失業者は社会的に孤立しやすく、自殺のリスクが高くなります。当事者のリスクを漏れなく把握し、他職種、他分野で連携して支援していくことが重要になります。
- 住民へのアンケート結果からは、悩みの相談先は、「家族や親族」「友人や同僚」など身近な人や「公的な相談機関」となっています。

主な取組

- 包括的な相談支援体制の充実
- いつでもだれでも気づき合える地域づくり

事業名	主な取組	担当課 (関係機関)
各相談窓口の充実と啓発	<p>▼各種相談を受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となります。また、何かしらの困難に直面した際の最初の窓口となることが多く、必要に応じて、関係課や関係機関を紹介し、問題内容に応じた連携支援を行います。</p> <p>▼悩みを抱えた住民が、リスクが深刻化する前に、気軽に安心して相談できるよう相談窓口等の啓発に努めます。</p>	全課
地域の団体等との連携強化	<p>関連団体と連携し、地域で見守り、孤立予防に努め、また、地域で自殺の危険なサインに気づき合い、必要に応じて専門機関につなぐよう支援します。</p>	企画人権課 福祉課 健康課
各種公共料金徴収業務と連携した生活困窮者の把握と支援	<p>窓口相談等から把握した生活問題について、関係各課と連携した支援を行います。</p> <p>※(H31年度～水道事業は大阪広域水道企業団田尻水道センターが担います。)</p>	福祉課 こども課 住民課 税務課 都市政策課 上下水道課※
消費生活対策	<p>消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、関係各課と連携し、包括的な問題の解決に向けた支援を展開していきます。</p>	産業振興課

(3) 生きる支援関連施策

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「こども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本施策	重点施策	生きる支援関連施策
1	企画人権課	DV防止基本計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼講演会や講座等でDVと自殺リスクとの関連性や自殺対策について言及をすることで、DV被害者への支援に携わる関係者の間で理解や認識を深めてもらうことができる。 ▼DV被害者の支援にあたる職員に、研修を受けてもらうことで、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深め、自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図る。 	2		
2	企画人権課	男女共同参画プラン推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼研修会の中で自殺対策についても言及することにより、相談員の自殺リスクを抱えた方への相談対応について理解の深化を図ることができる。 			○
3	企画人権課	広報等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報やホームページ等を通じて、各課が自殺対策の啓発として、相談や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を提供できるよう広報等を行う。 	3		
4	企画人権課	企画調整に関する事務 (人口推移に基づく総合戦略の策定)	<ul style="list-style-type: none"> ▼総合戦略の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。 ▼今後、戦略が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図ることもできる。 			○
5	健康課	健康たじり保健計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼スマイル元気トライの会議や健康づくりのための教室やイベントの機会に自殺対策(生きることの包括的支援)を取り上げることで、住民への周知、啓発の機会になり得る。 ▼健康たじり保健計画の中間評価の際には、自殺対策につき言及することで、健康たじり保健計画と自殺対策との連動性を高めていくことができる。 			○
6	健康課	心の健康に関する講演会	<ul style="list-style-type: none"> ▼講演会の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。 ▼壮年期の方に心の健康づくりを考える機会として講演会を受講しやすくなるよう、子どもの一時保育や開催時間等、受講しやすい体制づくりを行う。 	3	1	
7	健康課	生活習慣病予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。 			○
8	健康課	母子保健 (集団・個別健診) (訪問事業)	<ul style="list-style-type: none"> ▼健診や訪問の中で、養育環境や保護者の困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。 ▼健診結果について、必要に応じて病院と連携し、妊産婦や乳幼児が抱えるリスクを把握し、支援を行っていくことでその後のフォローにつなげる。 ▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 			○
9	健康課	母子保健 (教育関係)	<ul style="list-style-type: none"> ▼母子の健康や育児に対する正しい知識・情報を獲得する機会をつくり、妊娠期の生活や育児に関する不安やストレスを軽減することにつなげる。 ▼教室が親同士の交流の場となり、情報交換や悩みを表出することで不安の軽減に努める。 ▼命の事業として中学生や小学生に命の大切さについての教育を行う。 	4	1	

＜基本施策＞

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

＜重点施策＞

1. 「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本施策	重点施策	生きる支援関連施策
10	健康課	母子保健 (妊娠出産包括支援事業)	▼保健師による妊婦全員 に対しての面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目 のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。 ▼産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険性が高くなるとされており、妊娠期・出産直後の 早期段階から専門家が関与し、一貫した助言・指導等を提供することで、リスクの軽減を図るとともに、退 院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。		1	
11	健康課 (保健所)	アルコール依存等に関する相談事業	▼アルコール依存等の問題を抱える方は自殺のリスクが一般的に高いと言われており、家族も困難を抱え ている場合が多いため、ヘルス栄養相談や健診結果説明会の機会に飲酒行動上の問題を抱える方の情報を キャッチし、関係機関と連携し支援するための契機、接点になり得る。		4	
12	健康課	医療受診に関する相談	▼医療受診に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となり 得る。 ▼相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば保健所や他機関につなぐなどの対応を取ることで、支 援への接点となり得る。			○
13	健康課	休日・夜間診療事業	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにか かわる問題を抱えているケースもあることが想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な 支援になり得る。			○
14	健康課 子ども課	子ども・子育て支援事業計 画の推進	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯 への支援強化を図ることが出来る。			○
15	健康課 子ども課	離乳食教室の実施 栄養相談(離乳食)	▼離乳食に関する相談等を通じて、その他の不安や問題等についても聴き取りが出来るのであれば、問題 を早期に発見し対応するための機会となり得る。			○
16	健康課 福祉課	地域保健活動事業	▼連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について 言及し、関係者の理解 促進と意識の醸成を図ることで、地域保健活動の組織と自殺対策(生きることの包括的支援)との連携強化 につながり得る。			○
17	健康課 福祉課	保健所が行っている事業 との連携	▼特定疾病を抱える子どもとその親やエイズや性感染症の罹患に至る可能性のある方、難病を抱えている 方とその家族の中には、日常生活上で様々な困難や問題に直面 し自殺リスクの高い方もいるので、保健師 が相談にのり、必要に応じて保健所の窓口を案内する。			○
18	健康課 福祉課 (保健所)	心と体の相談事業 (精神障害者の早期発見・ 早期治療・社会復帰促進)	▼精神障害を抱える方とその家族は、地域社会において様々な困難を抱え、自殺リスクを抱える可能性が あるため、早期段階から支援を実施し、リスクの軽減を図る。	4		
19	健康課	地域活動団体への啓発事 業	▼自治会等の場で自殺対策に関する講習会等を行うことで地域の住民として何かできるかを主体的に考え てもらう機会を提供できるよう努める。	3		

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本施策	重点施策	生きる支援関連施策
20	健康課	田尻町のち支えるネットワーク事業	▼自殺対策について庁内関係部署の連携を強化し、自殺対策に対する共通の認識をもって、自殺予防対策を総合的に推進する。	1		
21	健康課	ゲートキーパー養成講座・地域活動団体への啓発事業	▼行政、関係機関職員、関係団体、一般住民を対象として、ゲートキーパーの研修を行うことで、自殺予防に係る意識の向上を図る。	2	1	
22	子ども課	障害児相談支援	▼障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度の負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	4		
23	子ども課	田尻町要保護児童対策地域協議会	▼虐待が疑われる乳幼児・児童・生徒や、支援対象家庭で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられる、関係機関の連携を推進する。	1		
24	子ども課	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。			○
25	子ども課	ファミリー・サポート・センター事業	▼子育てに対する不安や負担を抱え込んだ保護者への子育て支援は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にもなり得る。	4		
26	子ども課	児童扶養手当支給事務	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。よって、児童扶養手当の支給機会は、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触 窓口として活用し得る。		2	
27	子ども課	ひとり親家庭等医療費助成事業	▼ひとり親家庭は生活困窮に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。よって、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	4		
28	子ども課	児童家庭相談員設置事業	▼家庭における児童の福祉向上を図るための相談、支援を行う児童家庭相談員を配置する。また、相談員は、自殺のリスクを早期に察知し 必要な機関へとつなぐ等の対応を図る。			○
29	子ども課	発達障害療育事業	▼障害児の直面する様々な生活上の困難への対応から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もある。よって、障害児の特性にあわせた療育と保護者に対する研修等を通し、正しい知識を深め、個別支援の方法を学ぶことにより、保護者の対応負担を軽減を図る。	4		

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本施策	重点施策	生きる支援関連施策
30	子ども課	学童保育事業	▼学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 よって、学童保育の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。			○
31	社会教育課	子どもの居場所づくり事業	▼子どもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会となる。 ▼学校開放の場は、子どもと地域住民をつなぐ重要な契機となり、見守りの目が増えるだけでなく、安心して居場所づくりにもつながっている。	4		
32	指導課	学校支援ボランティア事業	▼コーディネーターに対する打ち合わせの際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図ることができる。 ▼コーディネーターと地域住民が連携し、子ども110番の家事業を展開し、地域で子どもを見守る意識の醸成につなげる。			○
33	指導課	保幼小中連携事業	▼保育所、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて引き継ぐべき情報をICTを活用して共有できる体制整備を進めている。その結果、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。			○
34	指導課	奨学金に関する事務	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童・生徒の保護者の相談に応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にもなり得る。			○
35	指導課	学級満足度調査	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒の状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。			○
36	指導課	生活指導・健全育成 (教職員向け研修等)	▼問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。 ▼研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることができる。			○
37	指導課	いじめ防止対策事業	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止になり得る。 ▼フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。	5	1	

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本施策	重点施策	生きる支援関連施策
38	指導課	教育相談(いじめ含む)	<ul style="list-style-type: none"> ▼学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることできる。 	4		
39	指導課	スクールソーシャルワーカー活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 	4		
40	指導課	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ▼不登校の子どもは本人のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童・生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。 			○
41	指導課	教職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ▼教職員の長時間労働が問題となる中で、研修等を通して、教職員のメンタルヘルスの状態を客観的に把握することに努める。また、必要に応じて適切な支援につなげる等、教職員への支援の意識醸成を図る。 	2		
42	指導課	広報活動事業(ホームページによる情報発信含む)	<ul style="list-style-type: none"> ▼各校園所での種々の取り組みについて取り上げるにより、子どもの自己肯定感や達成感を周知することができる。 			○
43	指導課	多忙化解消事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。 ▼教職員の業務負担軽減の一環から業務の適正な分担、時間外勤務時間把握、業務の精選を進めることは、支援者への支援として有効な手立てとなり得る。 			○
44	指導課	キャリア・スタート・ウィーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて学習することができれば、将来、就業し、万が一問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、早い段階から知ることができる。 			○
45	指導課	アクティブ・ラーニング推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。 			○
46	指導課	通学路安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼スクールガードリーダーや見守りボランティアに危険箇所を認識してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、見守りボランティアが自殺対策においての気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 			○
47	指導課	学校図書館活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ▼学校の図書室スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。 			○
48	社会教育課	PTA活動の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> ▼セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。 ▼役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。 	3	1	

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本施策	重点施策	生きる支援関連施策
49	社会教育課	公民館図書室の管理	▼図書室で自殺対策に関連する書籍を収集し配架する。			○
50	社会教育課	青少年対策事務	▼「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策」の樹立及び実施につき、調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る(「地方青少年問題協議会法」)。 ▼協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。			○
51	社会教育課	各種補助金(女性青少年教育費)	▼子どもに対する見守りの強化と、問題の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。 ▼婦人会の活動やつながりによって地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようになる可能性がある。 ▼PTAの活動などで情報交換を行う事ができ、子どものみならず、保護者自身も問題を抱えた際の対応ができるようになる可能性がある。			○
52	社会教育課	婦人会活動の支援に関する事務	▼女性団体の活動を支援することで、つながりによって地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながる可能性がある。			○
53	学事課	就学援助に関する支援	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	4		
54	住民課	国民年金受付	▼年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげる等、支援への接点となり得る。 ▼相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	4	2	
55	住民課 福祉課	保険料の収納・減免事務	▼保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聴き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。	4	2	
56	住民課	国民健康保険給付事務	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へつなぐ機会として活用し得る。 ▼入院等により限度額適用認定証の申請や高額療養費の支給申請を行う方の中には、費用面、精神面などで問題を抱えている可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へつなぐ機会として活用し得る。			○
57	住民課 健康課	40歳未満の住民を対象とした健康診査(国民健康保険加入者分)	▼健康診査の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。			○

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本 施策	重点 施策	生きる 支援 関連 施策
58	生活環境課	公害・環境関係の苦情相談	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	4		
59	税務課	納税相談	▼納税相談を受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。 ▼納税の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性があるため、そうした納税相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげる必要がある。	4	2	
60	総務課	情報公開制度	▼行政情報コーナーにおいて、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターを掲示したり、相談リーフレットを配架することにより、住民に対する啓発の機会となり得る。			○
61	都市政策課	公営住宅事務	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。	4		
62	都市政策課	公営住宅家賃滞納整理対策	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性も高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	4	2	
63	都市政策課	土木管理に関する事務	▼ホームレスの方は自殺のリスクが高い方が少なくない。 ▼様々な関係機関の職員と一緒に巡回し必要な支援を提供するなど、自殺リスクの高い層にアウトリーチするための施策としても重要である。			○
64	福祉課	民生・児童委員による地域の相談・支援	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	1 ・ 4		
65	福祉課	地域福祉推進事業	▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。 ▼民生委員や地区福祉委員による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	1 ・ 4		
66	福祉課	権利擁護の仕組みづくり	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。	4		

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本施策	重点施策	生きる支援関連施策
67	福祉課	地域包括ケアシステム	▼「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置し、地域包括ケアと自殺対策との連動を推進する。 ▼地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	1		
68	福祉課	高齢者への総合相談事業	▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ▼訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。	4		
69	福祉課	介護者家族の会	▼介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進し得る。	4		
70	福祉課	地域包括支援センターの運営	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。			○
71	福祉課	認知症サポーター養成講座	▼認知症についての知識や理解を深め、認知症の方やその家族を地域で見守るにより、生きることの包括的支援になり得る。 ▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	2		
72	福祉課	高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	▼高齢者の抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	1		
73	福祉課	障害者講座・講習の開催	▼今後の講座・講習において、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民に対する啓発の機会となり得る。			○
74	福祉課	泉佐野・田尻町自立支援協議会の開催	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなり得る。	1		
75	福祉課	障害者基幹相談支援センター事業	▼相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。			○
76	福祉課	発達障害相談センターの相談事業	▼発達障害を抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の機会は、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会になり得る。			○
77	福祉課	高齢者生きがいづくり事業	▼地域での簡単な運動やレクリエーションの実施等、高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、支援への接点となり得る。	4		
78	福祉課	精神保健福祉推進事業	▼相談対応や訪問指導を行う職員や、精神保健福祉ボランティア等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には他の支援機関につなぐ等、その職員や精神保健福祉ボランティアが気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。			○

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「子ども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本 施策	重点 施策	生きる 支援 関連 施策
79	福祉課	精神保健対策 (高次脳機能障害者支援 事業) (自殺防止対策事業除く)	▼高次脳機能障害を抱える方とその家族は、生活上の様々な困難や問題に直面する中で、自殺のリスクが高まる可能性が高い。 ▼障害を受け止められず引きこもっているケースや、自殺企図に失敗した結果、障害を負ったケースも想定される。 ▼相談やリハビリ等の機会を利用し、必要な支援の提供を行うことで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	4		
80	福祉課	保護司会活動	▼犯罪や非行を犯した人、刑を終えた人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 ▼保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。			○
81	福祉課	認知症カフェ	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い(※)の推進に寄与し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。			○
82	福祉課	多職種連携代表者会議	▼推進委員会での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、生きることの包括的支援とし、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。			○
83	福祉課	日中一時支援事業	▼ショートステイの機会を活用し、障害者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながり得る。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。			○
84	福祉課	緊急通報システム事業	▼通報システムの設置を通じて、独居の方や重度身障者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。			○
85	福祉課	心身障害者福祉手当支給事務	▼手当の申請又は年1回の定時所得状況調査に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。			○
86	福祉課	障害者相談員による相談 業務(身体・知的障害者相 談員)	▼各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。(ゲートキーパー研修は府の相談員研修のメニューとしてもらえるのであれば可能)	4		
87	福祉課 (保健所)	精神保健 (精神障害者家族向け講 演会・交流会)	▼精神障害を抱える方とその家族には、周囲とのつながりを失い地域で孤立化しているケースもある。 ▼当事者同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援にもなり得る。 ▼当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの支援への接点にもなり得る。	4		
88	福祉課 健康課 (保健所)	精神保健 (精神障害者と家族への 個別支援の充実)	▼精神障害を抱える方とその家族に対し、個別支援を充実させることで、自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。			○

〈基本施策〉

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策の支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きる促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

1. 「こども・若者対策」から壮年期につながる支援
2. 「生活困窮者」「無職者・失業者」への包括的な支援

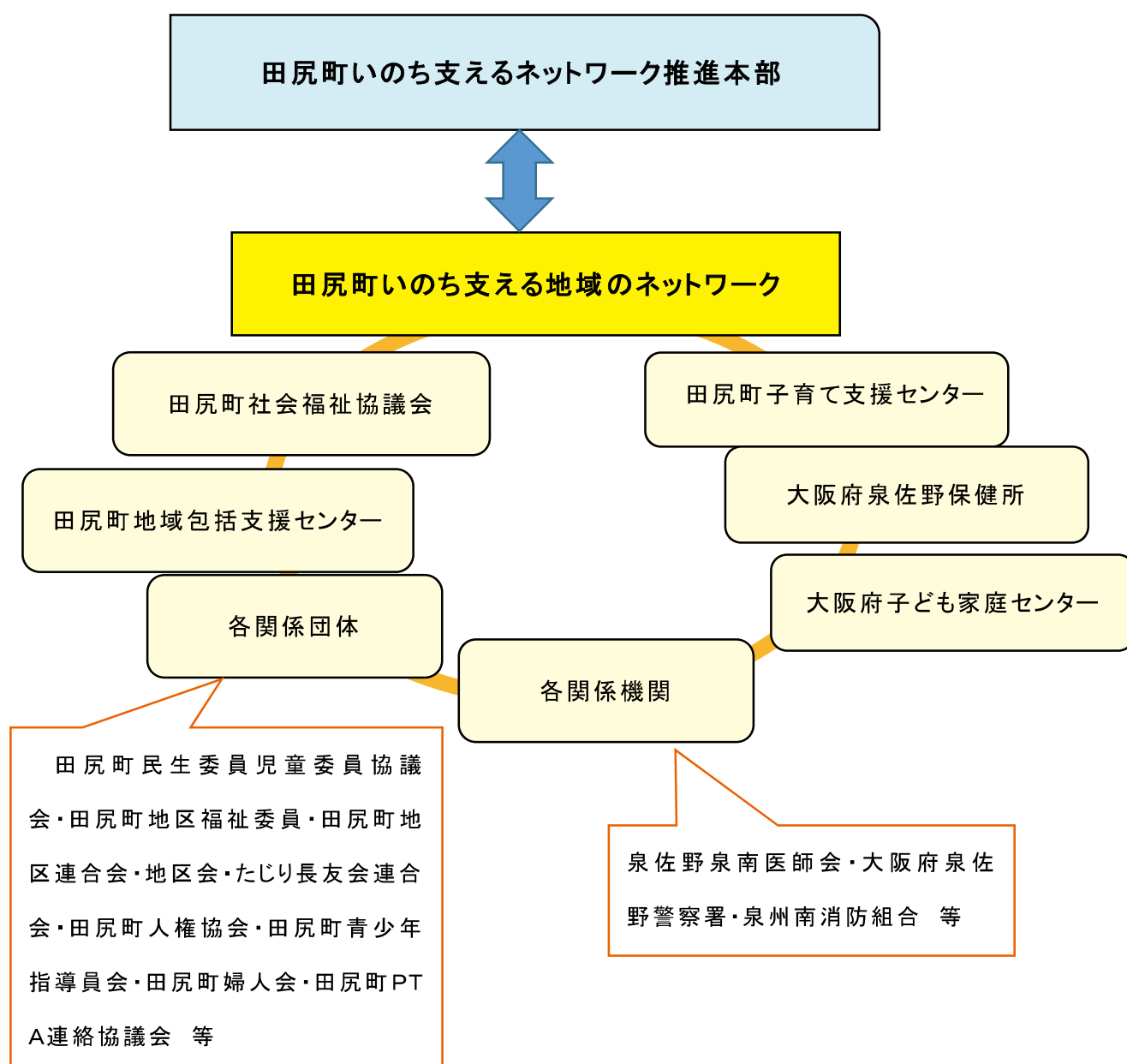
NO	庁内担当課	事業名 (事業内容)	各事業における自殺対策の視点	基本施策	重点施策	生きる支援関連施策
89	危機管理課 健康課	防災対策一般事務	▼自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。 ▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進する。			○
90	危機管理課 福祉課	ガイドマップ作成	▼防災または障害者とその家族に向けたガイドマップに命や暮らしに関する様々な相談(生きる支援に関連する相談)窓口を記載することで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。	3		
91	産業振興課	若年者の就労相談	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な「生きることの包括的な支援」である。 ▼若年者の就労相談者の中には、心に悩みを抱えている可能性もあるため、面談等で聴き取りを行い、必要に応じて適切な支援につなげていくことができる。	4		
92	産業振興課	しごと情報の発信	▼町HPIに、就労や労働問題に関する相談先情報を掲載すれば、支援策の啓発にもつながる。			○
93	産業振興課	消費生活対策	▼消費生活に関する相談の中には、心に悩みを抱えている可能性もあるため、面談等で聴き取りを行い、必要に応じて適切な支援につなげていくことができる。			2
94	上下水道課 ※	料金等徴収業務	▼料金等の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	4	2	
95	秘書課	職員研修	▼職員研修として、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	2		
96	全課	自殺予防パンフレットの窓口配布	▼自殺予防パンフレットを各窓口や開催事業の機会等に配布することで、一人でも多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。	3		
97	全課	各種相談窓口の連携・啓発	▼各種相談を受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となる。 ▼様々な問題の相談に応じ、何かしらの困難に直面した際の最初の窓口となることが多く、必要に応じて、関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援を行う。	1	2	

※上下水道課(平成31年度から水道事業は、大阪広域水道企業団田尻水道センターが担当)

第4章 自殺対策の推進体制等

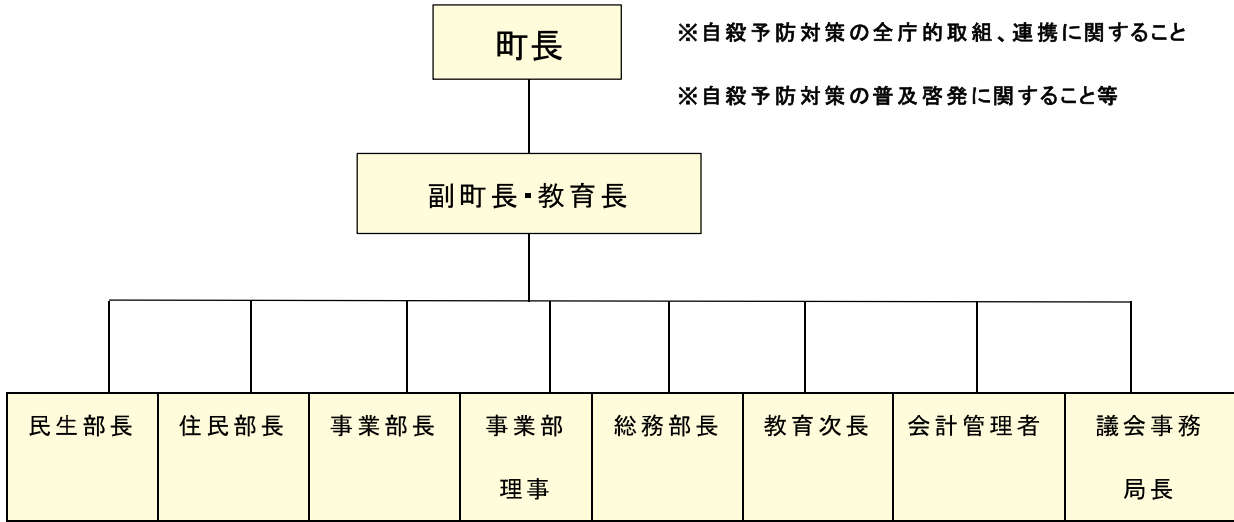
自殺の原因や動機は、健康、経済、生活や勤務(労働)、学校など様々な問題が複合的に関連していることが多いため、幅広く関係機関・団体で連携して支援していく必要があります。

よって、田尻町いのち支えるネットワークとして、全庁的に自殺対策の推進を図るとともに、関係機関・団体とも連携しながら、自殺対策を推進していきます。



田尻町のち支えるネットワーク推進本部

※計画の策定・推進に関すること
 ※自殺予防対策の全庁的取組、連携に関すること
 ※自殺予防対策の普及啓発に関すること等



実務者会議



担当者会議(各課担当者)

健康課	企画人権課	税務課	上下水道課
福祉課	総務課	生活環境課	学事課
こども課	危機管理課	都市政策課	指導課
秘書課	住民課	産業振興課	社会教育課

田尻町のち支えるネットワーク推進本部 設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、町における自殺対策の基本方針等を定め、庁内の連携を強化し、自殺予防に対する共通の認識をもって自殺予防対策を総合的に推進するため田尻町のち支えるネットワーク推進本部（以下「推進本部」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺予防対策の全庁的取組、連携に関すること。
- (3) 自殺予防対策の普及啓発に関すること。
- (4) その他自殺予防対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。
- 6 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部は、第2条に規定する事務について、会議により調査・審議し、決議する。

- 2 推進本部長は、会議を招集し、その議長となる。

(実務者会議)

第5条 推進本部に実務者会議を設置する。

- 2 実務者会議は、推進本部の所掌事務を推進するため、検討及び調整する。
- 3 実務者会議の構成は、別表2のとおりとする。
- 4 実務者会議は、民生部長が招集し、その議長となる。
- 5 民生部長が必要と認めるときは、実務者会議の構成員以外の者の参画を求めることができる。

(担当者会議)

第6条 実務者会議に担当者会議を設置する。

- 2 担当者会議は、自殺対策計画及び自殺予防対策に関して、具体的に検討及び調整を行う。
- 3 担当者会議の構成は、別表3のとおりとし、各課から1名を選出する。
- 4 担当者会議は、健康課長が招集し、その議長となる。
- 5 健康課長が認めるときは、担当者会議の構成員以外の者の参画を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、民生部健康課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

田尻町のち支えるネットワーク推進会議 構成員

別表1 <推進本部>

本部長	町長
副本部長	副町長
〃	教育長
本部員	民生部長
〃	総務部長
〃	住民部長
〃	事業部長
〃	事業部理事
〃	会計管理者
〃	教育次長
〃	議会事務局長

別表2 <実務者会議>

会長	民生部長
構成員	健康課長
〃	福祉課長
〃	こども課長
〃	企画人権課長
〃	住民課長
〃	産業振興課長
〃	指導課長

別表3 <担当者会議>

会 長	健康課長			
構成課	健康課	企画人権課	税務課	上下水道課
〃	福祉課	総務課	生活環境課	学事課
〃	こども課	危機管理課	都市政策課	指導課
〃	秘書課	住民課	産業振興課	社会教育課

第5章 資料編

田尻町いのち支えるネットワーク推進会議の経過

	年 月 日	検 討 内 容
第1回 担当国会議	平成30年11月15日	計画策定の経緯 計画(案)の検討
第1回 実務国会議	平成30年12月4日	計画(案)の検討
第2回 担当国会議	平成30年12月26日	相談対応について
第2回 実務国会議	平成31年1月7日	相談対応について
第1回 推進本部会議	平成31年1月15日	計画(案)の検討 相談対応について

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条-第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条-第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条-第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条-第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町

村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- **自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策** ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込みく例：よりよいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の設定、専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との運動 ・オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の運動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童虐待、性被害の被害者、生活困窮者、ひきこもり、性被害者、性被害者に対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの運動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員や専門職の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

＜ 生きる支援に関連する相談先 ＞

田尻町が実施する相談事業

開設相談	場所	お問い合わせ先	備考
弁護士相談 (要予約)	公民館	企画人権課 広報広聴係	・奇数月第4木曜日 (一人1回30分)
行政相談 (要予約)	役場別館	電話 466-5019 FAX 466-8725	・奇数月第4木曜日 ・行政相談委員による相談
児童家庭相談 (要予約)	ふれ愛センター	こども課 電話 466-5013 FAX 466-8841	・相談員(保健師)による相談
障害者相談	ふれ愛センター	福祉課 電話 466-8813 FAX 466-8841	・毎月第2・第4月曜日の午後及び 第3金曜日の午前に、ふれ愛センターにて泉佐野市・田尻町基幹相談支援センターの相談支援専門員による出張相談
	泉佐野市・田尻町基幹相談支援センターあいと (泉佐野市社会福祉協議会内)	電話 464-3830 FAX 462-5400	
生活困窮に関する相談	ふれ愛センター	大阪府岸和田子ども家庭センター生活福祉課内 はーと・ほっと相談室 電話 441-2760 FAX 444-9008	・相談支援員による相談
住宅相談(要予約)	役場別館	都市政策課 電話 466-5006 FAX 466-5025	
進路選択支援相談	ふれ愛センター	指導課・学事課 電話 466-5022 FAX 466-5095	
教育相談 (要予約)	ふれ愛センター	指導課 電話 466-5022 FAX 466-5095	・毎週火曜日
人権相談 (生活なんでも相談)	役場	企画人権課 電話 466-5019 FAX 466-8725	・毎週月・木曜日は、人権相談員による相談
	ふれ愛センター		・毎月第4水曜日 ・人権擁護委員による相談
就労相談	役場別館	産業振興課 電話 466-5008 FAX 466-5025	
こころの健康相談	ふれ愛センター	健康課 電話 466-8811 FAX 466-8841	
女性相談 (要予約)	役場	企画人権課 電話 466-5013 FAX 466-8841	・毎月第1金曜日 ・専門女性カウンセラーによる相談
高齢者総合相談	ふれ愛センター	地域包括支援センター 電話 465-3755 FAX 465-3368	・毎週月～金 午後
福祉総合相談	ふれ愛センター	社会福祉協議会 電話 466-5015 FAX 466-8899	

自殺予防に関連する大阪府が実施する電話相談

- ころの電話相談 TEL 06-6607-8814
月・火・木・金（祝日を除く）／9：30～17：00
- 若者専用電話相談（わかぼちダイヤル） TEL 06-6607-8814
水（祝日を除く）／9：30～17：00
- 最寄りの大阪府の保健所の精神保健福祉相談
泉佐野保健所 TEL 072-462-7701
平日／9：00～17：45

○妊娠中や産後にころが不安になったら

- 大阪府妊産婦ころの相談センター TEL 0725-57-5225
平日／10：00～16：00

○自死遺族相談（予約制）

大切な人を自死（自殺）で亡くされた方のために、来所相談を実施しています。大阪府ころの健康総合センターの専門相談員が、相談に応じます。お電話の際には、「自死遺族相談」とお伝えください。

- 〈予約・問合せ〉大阪府ころの健康総合センター TEL 06-6691-2818
平日／9：00～17：45

自殺予防に関連する各団体が実施する電話相談

- 関西いのちの電話 TEL 06-6309-1121
24時間、365日
- 大阪自殺防止センター TEL 06-6260-4343
金曜日13：00～日曜日22：00（57時間）
- ころの救急箱 TEL 06-6942-9090
月曜日20：00～火曜日3：00（7時間）

参照：大阪府HP

田尻町いのち支える自殺対策計画

2019(平成 31)年 3 月

田尻町 民生部 健康課

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883-1

TEL 072-466-8811 FAX 072-466-8841

E-mail : kenkou@town.tajiri.osaka.jp